

携帯電話に潜む危険から お子さんを守りましょう！



改正「いしかわ子ども総合条例」 (平成22年1月1日施行)

フィルタリングの徹底について(条例第34条の2関係) 一要旨一

保護者は、子ども※1の携帯電話にフィルタリングサービスを利用しない申し出をする場合は、やむを得ない理由※2を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。

※1 「子ども」とは、ここでは18歳未満の「青少年」を指します。

※2 やむを得ない理由とは、次のとおりです。

- ① 青少年が就労している場合で、当該業務に支障が生じること
- ② 障害・疾病等により、日常生活に必要な情報収集等に支障が生じること
- ③ 青少年が有害情報に触れないようにするために保護者が常に利用状況を確認できること

携帯電話の利用制限について(条例第33条の2関係) 一要旨一

保護者は、子どもの年齢、発達段階等を考慮し、適切な対応に努め、特に、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的の場合を除き、携帯電話を持たせないよう努めるものとします。

携帯電話を持たせる場合には 親子の約束を！

人を傷つける
書き込みは
絶対にしない

むやみに
個人情報や写真を
公開しない

危険なサイトに
絶対にアクセス
しない

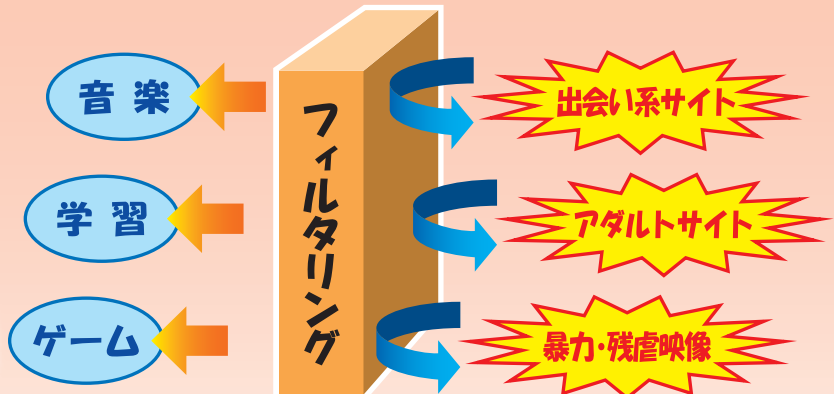
架空請求や嫌がらせ、
脅迫等を受けたら
必ず相談する

ネット上で
知り合った人と
絶対に会わない

通話・アクセス
履歴は保護者が
常に確認する

- ◆18歳未満が**出会い系サイト**を利用することは、**法律で禁止**されています。
- ◆**悪質な書き込み**は、捜査をすれば書き込んだ人物が特定され、内容によっては**犯罪行為**として、処罰の対象となる場合や、相手から損害賠償を請求される場合があります。

フィルタリングで 有害情報をブロックアウト！



フィルタリングを
外さないでください

困ったとき、わからないときはご家庭で悩まずに
学校や警察にご相談ください。

石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室
電話 076-225-0110(代表)

[発行] 平成22年1月 石川県教育委員会事務局生涯学習課
〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1837 URL <http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/syougai/>

[協力] 石川県健康福祉部・石川県警察本部